

子どもも親も笑顔になれる社会の実現のために

香川県立観音寺第一高等学校 1年 遠山翔音

子どもの権利と聞いて、思い浮かべるものはどのようなものだろうか？

UNICEF のホームページによると、1988年に「子どもの権利条約」が国連で採択され、1990年に国際条約として発効している。日本では1994年4月22日に批准し、1994年5月22日に発効している。これは、世界中のすべての子どもたちがもっている“権利”について定めた条約である。

この「子どもの権利条約」とは、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の四つの子どもの権利を守るように定められている。この条約では、子ども（18歳未満）を権利を持つ主体と認め、大人と同じように一人の人間としてもっている権利を認めている。また、大人へと成長する途中である子どもには保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定められている。

この条約が国連で採択され発効されてから今年で約20年になるが、今の社会は果たして子どもの権利を十分に守っているといえるだろうか？世界を見渡せば、いまだ戦争の最中にある国もあり、そのような国では子どもが兵士となり自爆攻撃をしかけたり、家族のために学校に行けず幼い兄弟の面倒をみたり・・・日本ではそのようなことはあまりないだろうが、昨今ニュースを賑わせているのが、養育者による虐待であろう。

愛され慈しまれ育つはずの命が、高校生の私が聞いても堪えがたいような身体的、精神的な暴力を受けて命を落としている。余りにも痛々しすぎて、耳を塞ぎたくなるようなニュースが多いが、そこから目をそらしては子どもたちを虐待から救うことができないであろう。

では、何故、養育者は子どもを虐待するのであるだろうか？

ここに驚くべきデータがある。日本小児科学会こどもの生活改善委員会の「日本小児科学会子ども虐待問題プロジェクト」によれば、虐待を行ったもので最も多いのは実父母が多く、中でも実母が最も多いとある。私は、今まで虐待をするのは養父母で我が子ではないから愛せないのかなと考えていたため、非常に驚いた。よく、「自分のお腹を痛めて産んだ子」といわれるが、我が子が可愛くないのだろうか？虐待者自身も幼少期に被虐待体験を持つことが多いといわれているが、果たしてそれだけなのだろうか？虐待をするような親は、特別なのだろうか？

私自身は、もちろん子育ての経験がないため、母に聞いてみた。母は、大学卒業後、デパートで勤務していたが25歳で結婚し、退職。27歳で兄を授かり、兄が1歳8か月の時に私を産んだ。母は、初めての子育てで非常に不安で、うまくいかない子育てに頻りに泣くこともあったという。また、年子で生まれた私と兄をおんぶ紐と抱っこ紐で抱え、買い物や家事をこなしていたらしい。母曰く、「友達の中で一番最初に子どもを産んだから相談する人もいなかった。父は仕事で忙しかったが、近くに祖父母がいたから虐待せずに済んだ。いなか

「つたら、私だって虐待していたかもしれない。」母は、非常に穏やかで明るく、私がいうのもなんだが、何にでも一生懸命な人だ。そんな母でも虐待しそうになるほど、子育ては難しく、孤独なものなのだなどと驚いた。つまり、虐待は、特別な人だけがするものではなく、誰にでも起こりうる問題なのだ。

色々な事例をホームページで調べたり、母から話を聞いて私が感じたことは、子どもの権利を尊重するためには、子どもの権利を阻害する人を救わなければならないということだ。

日本には、「母親神話」が根強く残っている。母親は自分のことよりも子どもを優先すべき。それが母親の愛であり、母親が育児をするのが当然であるという考え方だ。その凝り固まった思考こそが、母親を苦しめている。子育ては母親一人でするのではない。近年は、自治体が主導して“イクメン”を育てるべく、男性の育児休暇取得の推進も行われているが、まだまだ十分浸透しているとまではいえないであろう。

いつも一人で頑張っているのは、親だって人間なのだから、自分が満たされていないならば、家庭を明るく照らす太陽にはなれないのだ。

そこで私が考えたのは、まず、月に一度、保育施設などで子どもを預かり、保護者がリフレッシュする時間を設ける制度を作ることである。仕事をしていて普段保育園に預けている保護者も休みを自分のために使う日を作る。子どもを預けて、その日だけは自分のために時間を使う。映画を見に行くもよし、美容院で自分磨きをするもよし、家で何もせずひたすら寝るのもよいであろう。保育施設などに預けることで、保護者もリフレッシュできるし、子どもも万が一、虐待など困ったことがあれば誰かに伝えることもできる。保護者も子育ての悩みを打ち明けられるようになるかもしれない。虐待に走らないためには、子どもから少し離れる時間を持つことも大切なのだ。

また、先ほど紹介した「日本小児科学会子ども虐待問題プロジェクト」の中に、“その他の虐待や放置をする親にしばしばみられる行動様式や問題点”という項目があり、経済的困窮などの生活の過大なストレスが虐待に走らせることがあるとあった。自身や配偶者が無職で、安定した収入が得られなければ、精神的に安定し、穏やかな子育てをすることは難しいであろう。

仕事をするとは、単にお金を得られるだけではない。社会に自分の居場所が出来、他人や社会に役にたっているという自己有用感をも得られる。自分に自信がつけば、子どもの失敗にも寛容になり虐待に走ることも少なくなるだろう。

では、こうするのはどうだろうか？自治体では、それぞれの家庭の収入状況を把握できるので、年に一度の子ども手当の申請時に安定した収入のない家庭にはハローワークとタッグを組み、求職活動を働きかける。短時間でも単発でもいいので、仕事をし、少しでも社会と繋がったり、自信を持てるような仕組みを作る。

さらに、小学生以上の子どもについては、各学校にカウンセラーを常駐してもらってはどうかだろう。毎日子どもと顔を合わせていれば、小さな変化に気づき、子どもの話にこれまでに以上に耳を傾けられる。子どもの虐待の早期発見につながるだろう。学校の先生だけに負担

をかけずに済むようになり、救われる子どもも増えるのではないだろうか。

また、地域でもシルバー世代が中心となり、子育てよろず相談所のようなサロンを開き、地域の子どもの「じいじ」「ばあば」として相談に乗ったりする。

以上のような取り組みをし、子どもだけでなく、子どもを育てる親をも自治体や地域、関係各所がタッグを組み、社会全体で支えていく。親が辛いことを相談したり、笑顔で子育てをできるような仕組みを整えることで、自然と子どもの権利は尊重されるのではないだろうか。

社会全体が協力し、もうこれ以上、悲しい事件が起こらないような社会の仕組みを作っていかなければならないと思う。